

クロマトグラフィー科学会功労賞規程

制定 2002年1月1日

改定 2011年10月22日

改定 2019年12月7日

改定 2021年2月25日

- 第1条 本会に学会功労賞（以下本賞という）を設け、本会の正会員にして分離・検出科学の発展に大きな貢献をなした者で、また本会の運営面で多大の貢献をなした者。受賞の年の1月1日現在、引続き本会会員であるものにこれを贈呈する。但し、学会賞受賞者及び学術特別貢献賞受賞者は受賞できない。英文賞名は、The Society for Chromatographic Sciences Award for Distinguished Services とする。
- 第2条 本賞の贈呈は、毎年度3件以内とする。
- 第3条 本賞は、賞状及び賞牌としクロマトグラフィー科学会誌において贈呈する。
- 第4条 会長は、各理事、評議員に推薦を依頼するほか、毎年、本会刊行のCHROMATOGRAPHY誌1号に本賞候補者の推薦に関する会告を掲載する。
- 第5条 会員は、3月末日までに候補者を推薦することができる。
- 第6条 本賞候補者の選考は功労賞審査委員会（以下審査委員会という）において行う。審査委員会は褒賞担当理事1名と、理事または評議員4名の計5名で構成し、理事会の選考に基づいて会長が委嘱する。委員長は委員の互選による。
- 第7条 審査委員会の内規は別に定める。
- 第8条 審査委員の任期は、1年とする。但し、重任を妨げない。
- 第9条 審査委員は被推薦者及びその推薦者であってはならない。
- 第10条 審査委員会は推薦された候補者について審議を行い、本賞贈呈の価値を認めた者3件以内を選考し、本人の承諾を得て、選考結果を6月末日までに会長に報告する。
- 第11条 会長は、前条によって報告された候補者名を理事会に報告し、その承認を得て、本賞受賞者を決定する。